

令和8年第5回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和8年5月20日
2. 開催日時 令和8年5月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 12人

5. 出席委員

- 1 番 松野藤四郎委員
2 番 古川 正敏委員
3 番 廣瀬 秀男委員
4 番 青木千恵子委員
6 番 林 鉄雄委員
7 番 豊田美津雄委員
8 番 高田 住代委員
9 番 高田 里美委員
11 番 武藤 誠委員
12 番 馬淵 正直委員
13 番 北村 一也委員
14 番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員

- 5 番 浅野 隆士委員
10 番 今尾 京子委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 松尾 路成 |
| 事務局次長 | 馬淵 好人 |
| 書記 | 住 義之 |
| 書記 | 松野 真和 |

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

日程第3 農地法関連議案について

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第21号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日程第5 納税猶予制度の証明について

議案第22号 租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税
納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて

日程第6 農業委員会の活動報告の点検・評価について

議案第23号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実
施状況の公表について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第5回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番松野藤四郎委員、2番古川正敏委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和8年4月11日から令和8年5月11日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました報告第8号について、質疑等ありませんか。
(質疑、意見なし)

○松野委員 登記が畑、現況が宅地ということで始末書が添付されておりますが、課税は宅地になっていませんか。

○事務局 4番の事案は、その土地を借りて家を建てて住んでいた方が、同じ土地に新たに個人住宅を建てるというものになります。その土地の登記が畑のままであったため、始末書と転用届を出していただくよう指導しました。

○松野委員 農地転用の手続きを取らずに家を建てていたのですか。

○事務局 本来は農地転用をして住宅を建てるものですが、古い建物は登記地目を変えずに家を建ててそのままになっているケースはあります。

○議長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議長 議案第18号番号1については、私の担当地域になりますが、特に問題ありません。

○議長 議案第18号番号2について、古川正敏委員ご意見ありますか。

○古川委員 特段問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 議案第18号番号3並びに議案第18号番号4について、馬淵正直委員ご意見ありますか。

○馬淵委員 特段問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長 議案第18号番号4並びに議案第20号番号1について、北村一也委員ご意見ありますか。

○北村委員 3条案件は、作付けされている土地なので、問題ないと思います。5条案件は、除外申請されたとき倉庫を2棟建てる予定と聞いていましたが、昨今のイラン情勢により資材が高騰したことから、2棟から1棟に規模を縮小する変更をされたということで事務局に確認しましたが、やむを得ないということを伺っております。あとは問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 続きまして議案第１８号番号４について、高田住代職務代理者をお願いします。

○高田委員 特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議 長 議案第１９号番号１については、今尾京子委員が担当地区であります、本日欠席です。特に意見なしと伺っておりますのでご報告いたします。

○議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は１４時５分とします。

(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 それでは、議案第１８号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第１８号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第１８号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第１８号番号２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第18号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第18号番号3について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第18号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第18号番号4について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第19号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員 昭和42年頃自宅を建てたということですが、この土地への課税はどうなっ
ているのでしょうか。

○事務局 所管が違いますので、分かりかねます。

○議 長 その他質疑等ありませんか。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第19号番号1について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第 20 号番号 1 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第 20 号番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第 4、農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第 21 号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 議案第 21 号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第 21 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第 5、納税猶予制度の証明についてを議題とします。議案第 22 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する農地等についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方からご意見がありましたらお願いしたいと思います。豊田美津雄委員ご意見ありますか。

○豊田委員 これまでも息子さんは一緒に手伝ってみえるので、今後もやって行かれると思います。

○議長 この土地を異動されると本税のほかに利子税も対象になることはご存じですね。

○豊田委員 はい、20年ということ。

○議長 議長 議案第22号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議長 議長 質疑、意見がないものと認めます。議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 議長 全会一致と認め、意見なしと決定されました。

○議長 議長 日程第6、農業委員会の活動報告の点検・評価についてを議題とします。議案第23号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議長 議長 前回の総会で同じような案件があったのですが、前回は令和8年度の計画の公表でしたが、今回は令和7年度の実績の公表になります。議案第23号について、内容を鑑みて、部会に委託したいと思います。各部会に付託する部分は、議案の15頁に記載しております。この案件を農地利用最適化推進委員会の意見聴取を行いつつ農地部会及び農政部会に付託することについて質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議長 議長 質疑、意見がないものと認めます。議案第23号について農地利用最適化推進委員会の意見聴取を行いつつ農地部会及び農政部会に付託することに賛成の方

は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、農地部会及び農政部会に付託することに決定されました。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第5回総会を閉会いたします。